

男女平等社会をめざす賃金・生活費・ 生活時間予備調査(1990.11実施)報告

—賃金・生活費・生活時間をセットで男女平等にするには—

女性労働研究部会

はじめに

この調査のねらいと調査のしかたについて

1. 調査がめざしたもの

労働総研内に発足した「女性労働研究部会」は、女性の視点や要求を積極的に労働組合や労働組合運動に反映させることによって活性化させたい、真の男女平等を土台にすえた労働組合運動を創りだすことによって男女平等社会を追究していくうえで、必要な調査・研究をすることをめざして発足した。

この調査は部会の初仕事となったが、「1990年11月分」を調査対象にして実施したものである。

この調査の目的は、いわゆる「たたかう労働組合」に組織されている男女労働者の実態を把握することにあつた。そこで「賃金」「生活費」「生活時間」をそれぞれセットで実態を調査し、その内容を男女で比較することによって、そこから男女労働者の実態をより具体的に把握することにした。これまでの調査にはなかったあらたな視点から実態をあきらかにし、男女平等社会の実現をめざすための問題提起をしていくことを目的とした。

2. いままでも男女労働者の実態を把握する調査はさまざまおこなわれてきたが、賃金・生活費・生活時間をセットで調査し、その男女比較をするという総合的な実態調査はなかった。また、「フルタイムの共働き家庭」の家計調査

というのは、官庁統計にも例はない。かつては総評健在だったころの国民春闘共闘会議が約30組の共働き家計を1987年まで調査していた実績があつたが、いまはその継承もみられない。そういう意味ではそれ以来の実態調査ともいえる。生活時間についてもフルタイムの共働き労働者を対象にしたものは官庁統計にもなく、そうした諸点からみても今回の女性労働研究部会の調査は画期的な意義をもっているといえる。

しかし、実際の調査となると困難も多くみられた。しかも準備期間がきわめて少ないという状況から、今回はこの調査の趣旨、目的などを浸透させながら、本格的調査への準備的とりくみとして位置づけ、「予備調査」とした。発足間もない部会が短期間に行ったものではあるがあとにのべるように予備調査としての当初の目的はほぼ達成することができた。春闘準備、湾岸闘争さなかという多忙な時期に種々面倒なご協力をいただいた労働組合、組合員のみなさんには心から感謝したい。

3. 調査の方法

調査の対象は、男女各30名ずつの単身者と、フルタイムの夫妻30組とした。単身の条件は独立して生活しているフルタイムということに限定し、またフルタイムの夫妻の場合の家族は子供2人、この場合の子供は収入がなく生活が親がかりであることを条件に、それぞれ対象者を抽出してもらった。

調査対象とした組合は、公務員（国公、自治体、教職）の3組合と民間ではいわゆる変則労働が常態化している職場は今回は除き、比較しやすい一般的な勤務時間帯の産業から、印刷、福祉、放送、出版、金融などで、それぞれの婦人部を通じてさきの条件にあう労働者を各5名ずつ選定してもらった。

しかし、この過程でもなかなか調査の趣旨がうけとめてもらえず、「この忙しいときになんでこんな面倒な調査が必要なのか」とか、「すぐ要求にむすびつかない調査なんて意味があるのか」などの意見も少なくなく、職場に向向いて内容説明をするなど、調査前段の準備作業にもかなりの時間が必要であった。

3項目の調査の中でもっとも不評だったのは生活費調査で、家計簿をつけたことのない組合員が意外に多く、とくに独身男性は見たこともない家計簿に初めて挑戦するという状態であった。家計簿は、「新婦人家計簿」日計簿を使用して、調査対象者に記入していただき、1カ月の終わりに各自で集計し、提出部分だけを提出していただいた。ところが家計簿をつけてみて、生活費の実態を改めて認識したという感想もよせられたり、うちの職場も次回にはいれてほしいといった声もだされたり、思わぬ反響もあった。

結果としての回収状況は53%にとどまり、予定回収数を下回ってしまったが、予備調査としては、平均的数値だけで結果をとらえるのではなく、個々のケース毎、あるいは個々の組み合わせから男女労働者の実態をよみとることも可能であり、なによりも私たち自身の手で調査資料をもったという意義は貴重なものがある。

今後の本格的調査へのご協力をお願いしながら、男女平等をめざす労働組合運動にいささかでも活用されれば幸いと、以下の調査結果・分

析を紙幅のゆるすかぎり紹介したい。

1. 賃金調査

はじめに

賃金についての調査は、性別、年齢、勤続年数、1990年11月の賃金月収、賃金の男女格差などの項目について、簡単な内容でおこない、賃金支給明細をつけていただいた。集計ができたのは、夫婦のカップル18組、単身男性11人、単身女性15人であった。賃金規定を提出していただいたのは、4人であった。

賃金水準については、対象が少なく、把握は不可能であった。

賃金の調査対象者のなかには、公務員が約3分の1含まれている。生活費調査や生活時間調査と異なって、賃金は民間企業と公務員は賃金体系も異なり、男女差別の方法も異なる。また民間企業においても、各産業で異なり、個別企業が独自の賃金体系をもっている。原則として賃金の男女差別がないといわれている教員と、賃金の男女差別の大きい民間企業を平均して、平均賃金をだしてもあまり意味はない。そこで、参考までに、夫と妻、独身男女の平均賃金をだして、夫と妻の賃金を比較してみた。分析にあたっては、個別の事例にたよった。少ない調査対象者で、不十分ではあるが、賃金の男女差別の傾向、問題点を把握することができた。

賃金は、生活費調査とあわせてみて、生活内容をみた時、賃金引きあげ要求の根拠がよりあきらかになる。生活費との関係については、次の章の生活費調査にゆずりたい。

1) 賃金水準と賃金の男女格差

賃金について、18組の夫と妻、独身男性、独身女性にわけて平均値をだし、参考までに男女の賃金を比較してみた。夫と妻の平均賃金を比

特集・女性労働と今日の政策課題

較してみると、夫の賃金は398,677円、平均年令42.6才、平均勤続年数18.5年である。妻の賃金は339,842円、年令40.3才、勤続19.0年である。夫と妻を比較してみると、年令は妻は夫よりも2.3才若い、勤続年数は逆に妻の方が0.5年多いのに、賃金は58,835円と低い。単身男性の平均賃金は331,421円、年令32.8才、勤続10.6年、単身女性の平均賃金は325,117円、年令36.0才、勤続13.9年であった。今回の調査対象には、賃金の男女格差のない都教組、男女格差の少ない民放労連、出版労連がふくまれているが、それにしても、全体的にみて、賃金の男女差別は少ない。

調査では、「ほぼ同年令・同勤続の男女について、賃金の男女格差はどのぐらいと思いますか」についてきいたが、国公労連、出版労連、民放労連の回答者からは、男性を100として、女性の賃金は約80%、全信労では約70%、全損保では約60%という回答をえた。また、以下のような声がよせられた。

- 資格給、職能資格手当の項目で男女差と組合差別もある。1級から10級まで、それぞれ号給があり、4級以上が役職、女性は3級どまりである。(全印総連)
- 資格給が、1級職から6級職までであるが、女性は昇格しないので、賃金が低い。家族手当は女性にでない。(全信労)
- 住宅手当に差がある。コース別管理制度がいり、賃金差はひろがるばかり。(全損保)
- 昇進・昇格および特別昇給であきらかな差別がある。(国公労連)

2) 賃金体系にみる男女差別

①賃金体系

多くの民間企業で、職能給やコース別管理制度が導入されている。能力主義的賃金体系であ

る職能給やコース別管理制度の導入によって、その賃金体系に組みこまれた性差別で基本的に賃金の男女差別がつけられている。

全信労関係の一企業の例をとると、賃金体系は職能給であり、基準内賃金の項目は本給、資格給、各種手当がある。役付手当、専門職手当、得意先手当、生計手当、食事手当のうち女性につく手当は、食事手当のみである。47才で勤続27年のA子さんの場合、時間外手当をのぞいた基準内賃金は、本給は170,500円(基準内賃金に占める比率52.4%)、資格給は143,800円(44.2%)、食事手当は11,000円(3.4%)、合計で325,300円である。

本給は、年令給プラス勤続給で男女差別はない。資格給は、6級職にわかれ、さらに、1級職は7号棒、2級職は17号棒、3級職は41号棒、4級職以上は46号棒ある。査定によって昇格がおこなわれるが、女性は、1級職・2級職の低い資格が多い。資格級の格差は大きく、1級職1号は32,000円にたいして、6級職1号は190,300円である。男性は昇格することによって、資格給があがり、基準内賃金にしろる資格給の比率も高い。資格給によって、大きな男女差別がつく仕組みである。

小・中学校の教員の場合、基本的に賃金の男女差別はない。民間企業では、民間放送、出版関係企業では、賃金の男女差別が少ない。

②諸手当

諸手当については、それぞれの企業で、役職手当、住宅手当、家族手当などかなり多くの種類がある。これらの手当のうち、女性につく手当は、ほとんどないといってよい。男性のみにつく手当が多いために、諸手当による賃金の男女格差も大きい。多くの女性は役職につかないために、役職手当はついていない。住宅手当は、世帯主(男性)にだけつく企業が多い。家族手

当は、扶養手当・生計手当など、名称はさまざまであるが、実質的には、世帯主、主たる生計者などの名目で男性だけに支給している企業がほとんどである。出版関係の一企業では、女性にも家族手当がつくが、その際は、女性のみに収入調査がある。東京都の教員は、子供の扶養手当は夫・妻のどちらにも申請によって自由につけられている。

家族手当については、JMIU日産自動車支部がたたかった「家族手当裁判」が、90年8月に全面勝利和解が成立し、家族手当の男女差別をなくすことができた。この結果は、女性労働者と労働組合に大きな影響をあたえた。しかし、現在の日本の賃金は、諸手当が多く、家族手当や住宅手当のように、世帯単位で夫か妻のどちらかに支給される手当がある。住宅手当をとっても、支給対象は男性の世帯主が多い。女性が実質的な世帯主である場合は、支給されることがあるとしても、結果的には、大多数の男性には支給され、女性には支給されないことになる。賃金のうち、基本給などは個人単位の支給であるが、手当となると、世帯単位となってしまう。

生活費の大きな部分をしめる住宅手当は、結果的に男女差別がつく世帯単位でなく、男女それぞれに支給されても当然である。さらに、諸手当については、基本給にくりいれられるものについては、くりいれて男女差別をなくすべきである。

3) 税金

多くの女性は、扶養家族がないとみなされ、独身者なみの税金となる。税金が多くひかれることによって、賃金の男女差別がつく。今回、子供2人の扶養家族がある対象者について調査をおこなったが、夫婦がほぼ同じ賃金で夫が子供2人を扶養している場合を第1表でみると、福祉保育労の場合は、女性の税金の比率が1.3%多く、都教組の場合も、1.3%多い。収入にしめる税金の比率は、女性は男性に比較して約1～2%高い。

一般的にいて、賃金の男女差別は、基本給によってつけられ、諸手当でつけられ、さらに、税金にもその差別はおよび、二重三重に差別がつけられているのが実態である。

第1表 扶養家族の有無による税金比率の相違

組 合	支給総額 (円)	家族手当 (円)	税 金 (%)	税金比率 (%)	
福祉 保育労	夫	10,000	343,186	27,470	8.0
	妻		340,865	31,680	9.3
	計		684,051		
都教組	夫	9,000	397,417	39,180	9.9
	妻		344,260	38,440	11.2
	計		741,677		

2. 生活費調査

はじめに

賃金は、労働者個人に支払われるが、労働者世帯の生活費は、特に単身生活者でないかぎり、

一人の労働者の賃金が、そのまま世帯の生活費ということはない。共働き収入や、他の世帯員の収入や、社会保障給付などの他、貯金引き出しや、借金までもが加わって世帯の生活費の内容をなす。従って、労働者個人の賃金調査と世

特集・女性労働と今日の政策課題

帯の生活費調査とは収入部分だけをとりても性格が異なっており、また、生活費調査は収入だけでなく支出を含むから、両者を調査してはじめて、労働者の生活実態がわかり、賃金要求の正確な根拠も出てくるのである。

1) 生活費調査の意義

生活費調査の支出部分は、世帯員個人々人全員にかかった生活費と世帯共通の支出部分を、一定期間（少なくとも1カ月）家計簿あるいはそれに類した記録によって把握するしかない。

わが国は世界有数の家計調査国であり、総務庁による「家計調査」「全国消費実態調査」の壮観ぶりをみれば、労働組合の家計調査などは足元にも及ぶべくもなく、無力感にとらわれるだけのように思われるが、官庁統計では得られない、労働者の独自の目的にそったデータの収集のためには、どうしても必要な調査なのである。

今回の私たちの予備調査の生活費調査部分は、まず、既述の国民春闘共闘会議家計調査の、少なくとも官庁統計データの存在しない妻常勤の共働き家計を継続しようという意図を持っていた。また単身の男女の生活費調査は、労働組合によっては、男女別の「標準生活費」なるものを出している（その場合女性の方が低い）ところもあるので、実態生活費と対比して、その根拠を科学的に把握したいという意図もあったのである。

2) 共働きの生活費

(1) 平均値

共働き世帯は、今年は予備調査といえども、「国民春闘共闘会議家計調査」とほぼ同じ規模の30世帯を目標としたが、回収されたのは僅か19世帯であった。そのうち、100万円以上の貯金を引き出している家計2世帯を例外家計として

第2表

	共働き	(比率)
集計世帯	17	
夫平均年齢	42.4	
妻平均年齢	39.6	
収入総額	778,195	
実収入	724,644	100.0%
夫賃金収入	391,303	54.0%
妻賃金収入	332,281	45.9%
世帯その他収入	1,059	0.1%
実外収入	53,551	
貯金引出し	52,375	
借金	1,176	
繰入金	0	
支出総額	778,195	
実支出	646,732	
消費支出	490,690	100.0%
食料費	120,612	24.6%
住居／家具	77,300	15.8%
家事／サービス	9,715	2.0%
光熱水費	19,456	4.0%
被服	43,720	8.9%
医療	16,568	3.4%
保険／理美容	7,485	1.5%
交通	20,361	4.1%
通信	6,286	1.3%
教育／育児	48,580	9.9%
教養娯楽	29,954	6.1%
交際	25,587	5.2%
夫職業費	32,652	6.7%
妻職業費	14,572	3.0%
社会的活動費	14,986	3.1%
その他	2,857	0.6%
非消費支出	156,042	100.0%
租税	73,379	47.0%
社会保障費	82,663	53.0%
実外支出	98,194	
貯蓄	89,601	
借金返済	8,593	
繰越金	33,269	
可処分所得	568,602	
収支決済	77,912	

除外し、17世帯についてのみ集計した結果が、第2表の通りである。

夫妻の平均年齢はそれぞれ42.4歳と39.6歳で、夫妻間に3歳近くの差があった。

1990年11月の世帯税込み実収入（ほとんどが賃金収入）は、夫妻合わせて約72万5千円であったが、可処分所得（実収入から、税金・社会保障費を差し引いた手取り）は、約57万円ほどに下がる。実収入の夫妻間の分かち合いは、約54対46であり、夫妻間の経済的平等度がきわめて高い。この比率は、「国民春闘共闘会議家計調査」では、1975年・58対42、1980年・59対41、1985年・58対42であったのに比べても、さらに平等度が高いといえる。

実支出では、約64万7千円であるが、その約4分の1に相当する約16万円が、租税・公課として強制的に引かれるいわゆる「非消費支出」部分であり、生活費として支出しているのは、49万円である。この内、食料費は12万円で、エンゲル係数は24.6%である。住居費には、総務庁の「家計調査」と違って、単に家賃・地代だけでなく住宅ローン返済金をも含めた。その結果、住居・家具費は、消費支出の約16%を占めている。

調査対象世帯は収入のない子供が2人いる4人世帯なので、ほとんどの世帯に教育費の支出があるが、11月という平常月でも消費支出の約10%、5万円近くの出費であった。

実支出以外の支出は、借金返済は上述のように住宅ローンをはずして消費支出に含めたので低くでており、貯蓄が約9万円となっている。しかし、実収入以外の収入のところ、この月の貯金引き出しが5万円以上あったから、差引の貯蓄純増は3万7千円程度になる。その内訳は、積立式の生命保険部分が多い。

調査対象者の家計簿記帳では繰入金の記入に

不備が目だったので、計算上全員これを0としたため、繰越金として出している3万3千円は、この分だけ、前月からの繰り入れより、翌月への繰り越しが上回った金額と見なしていただきたい。

いちばん下にある収支決済とは、総務庁家計調査では黒字（赤字）と呼んでいるもので、貯金をし、借金を返し、翌月に前月より多く繰り越した分の合計の事であり、労働者が考える給料日にこれだけの金額が余っているという意味ではない。

ここで、問題となる事は、共働き夫妻の家計費の分かち合いと、家事・育児責任の時間的分かち合いの関係である。家計については、既述のように相当程度の平等な分担がなりたっていた。家事・育児責任の時間的負担については、生活時間調査の週推計値でみると家事的生活時間は夫約8時間半、妻23時間近く、つまり、夫3割、妻7割の分かち合いになっている。これは、いうまでもなく、男女が共に負う家庭責任という視点から言ってもアンバランスといわざるを得ない。

(2)共働きの調査対象者の声

家計簿の「意見」欄に記入されていた共働きの家計簿の記帳後の感想をいくつか紹介したい。

☆時間がなく、時間をお金で買う生活をしています。今回、収入の割にはお金が全く残らない、そして、高い税金を払っているのだと実感しました。もっと時間がほしい、お金に余裕があれば、「主婦」を雇いたいと思うほどです。

☆はじめて、まともな家計簿をつけました。特別ぜいたくしているわけでもないのに、すごいお金が動いているのにびっくりしました。

☆食費の項目が多すぎる。今月のみの支出も多

第3表

	単身男子	(比率)	単身女子	(比率)
集計数(人)	10		12	
平均年齢(歳)	33.1		37.0	
収入総額(円以下同)	348,501		346,043	
実収入	341,501	100.00%	319,502	100.00%
賃金収入	335,071	98.12%	315,960	98.89%
その他収入	6,429	1.88%	3,542	1.11%
実外収入	7,000		26,541	
貯金引出し	7,000		25,708	
借金	0		833	
繰入金	0		0	
支出総額	348,501		346,043	
実支出	269,669		313,763	
消費支出	198,036	100.0%	233,325	100.0%
食料費	48,858	24.7%	50,071	21.5%
住居/家具	41,568	21.0%	63,938	27.4%
家事/サービス	1,097	0.6%	4,505	1.9%
光熱水費	6,664	3.4%	7,165	3.1%
被服	10,633	5.4%	34,321	14.7%
医療	714	0.4%	3,541	1.5%
保険/理美容	3,188	1.6%	5,147	2.2%
交通	29,287	14.8%	14,768	6.3%
通信	8,866	4.5%	6,168	2.6%
教養娯楽	27,052	13.7%	20,697	8.9%
交際	11,717	5.9%	14,872	6.4%
職業費	3,837	1.9%	2,469	1.1%
社会的活動費	4,556	2.3%	5,663	2.4%
非消費支出	75,194	100.0%	79,256	100.0%
租税	37,968	50.5%	41,787	52.7%
社会保障費	37,227	49.5%	37,469	47.3%
実外支出	45,558		45,966	
貯蓄	40,518		35,655	
借金返済	5,040		10,312	
繰越金	33,274		-13,686	
可処分所得	266,306		240,246	
収支決済	74,640		7,897	

かったので、生活実態をより実際に近づける為にはもう少しつけやすくして、何カ月かモニターした方がよいのではないのでしょうか。

以上をまとめると、簡潔な独自の家計簿で、単月ではなく、生活実態をより正確に把握する方法を考案してほしいという事になろう。

3) 単身男女の生活費

(1) 平均値

単身男女は、第3表に示すとおり、集計可能のものは、それぞれ10人、12人であった。平均年齢は、男性33.1歳、女性37.0歳と、女性のほうが4歳も高く、男女の比較としては、ふさわしい調査対象者の年齢バランスではなかったことを認めざるをえない。

しかし賃金収入は、平均年齢の若い男性の方が、残業収入の多いものも含まれていたことから、女性より平均2万円近く高い結果となった。ところが、ほとんど天引き部分である非消費支出が、女性の方が高いため、可処分所得の差はいっそう開き、男性約27万円に対し、女性24万円となっている。

消費支出は、おおかたの男女別標準生計費等の予想に反して、女性の方が3万5千円も高いので、ギャップは貯金引き出しで補っている。女性の消費支出中の何が男性に比べて高いのかといえば、これも、これまでの常識と異なって、食料費、住居費、家事・サービス、交際費、社会的活動費が高い他、これまでの他の調査にも示されているとおり、光熱水費、被服費、医療・保健・美容費が高いのである。女性の方が男性より低い支出をしている費目は、交通費（これは、男性は自動車関係費に多く支出しているためと思われる）、教養娯楽費、職業費であった。

以上の点は、30歳代を中心とする女性の消費

様式は、これまでの社会通念と異なる点が現れてきている事、若い親がかりの独身女性と、単身で独立した生活をしている女性の生活費を安易に混同してはならない事を示していると思われる。

平等に働く単身男女の生活様式は類似し、若干の従来からの伝統的部分（自動車関係費や被服費）を除いて、標準生活費にも男女差をつける理由は消滅してきていると考えなければならぬであろう。すなわち、男女の労働力再生産費には、差がないということである。

(2) 単身男女の感想

☆男性1：いつも、給料は手取り額で認識しているので、このように計算すると天引き部分が多いことがわかる。主食が少ないのは、外食が多いからである。朝は、調理済みのパンを買って行って会社で食べるため、貧しい朝食だと考えています。昼は、会社の食堂が使えるので楽です。

☆男性2：一人暮らしをはじめて10年になりますが、家計簿をつけたのははじめてです。つけるとき、とても面倒に思ったのが、消費税です。計算がしづらく、結局各々の費目として入れましたが、やはり廃止してもらいたいものです。

☆女性1：仕事、組合活動で帰宅時間が遅く、外食費や交通費タクシー代が嵩んでいます。年平均6月、11月に衣料をまとめて買っているのに被服費が今月は多くなりました。医療費15,000円は指圧代です。体調を崩しやすいので定期的に通っています。

3. 生活時間調査

はじめに

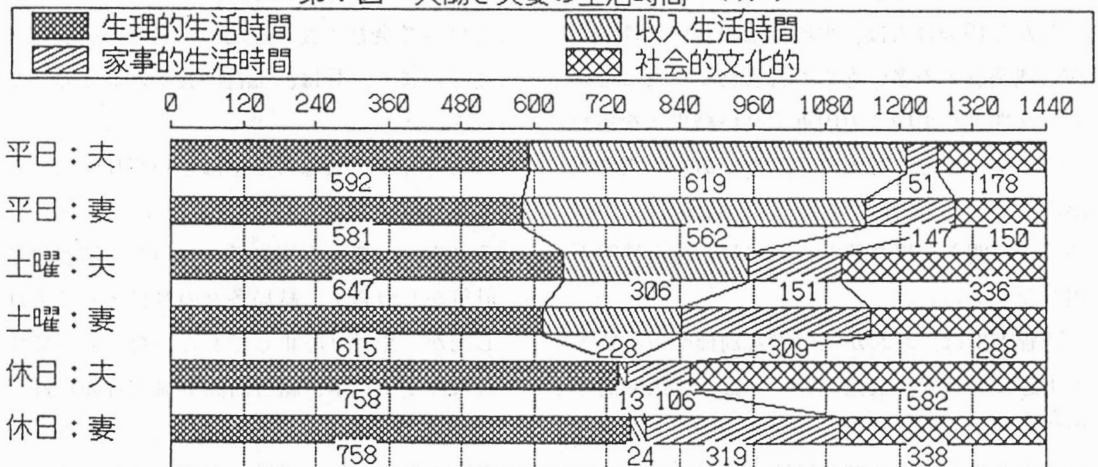
これから検討する生活時間調査結果は、共働き夫妻17カップル、単身男性9名、単身女性13名によるものであり、対象としては少ないといえる。しかし、今回の事例数からでも有意義な傾向を見出すことはできたし、今後の調査につなげることが可能になったと思われる。

それは調査対象の特性とかかわりがある。すなわち本調査の対象者は全体として勤務時間が比較的に短く、一方、労働組合活動の時間が長いという特色をもっていた。もちろん組合活動に熱心であることは、残業時間や諸権利の行使に敏感であり、両者に関連があることは推測で

きる。今回の調査は、このような片寄りをもっているというよりも、むしろ、組合意識が高く、勤務時間も比較的に短い労働者ではどのように生活時間が構成されるのか、という積極的な視点から検討していくことが必要であろう。

調査は、労働者の一日の生活を、睡眠、食事、勤務など27の生活行動に区分し、縦の項目として示し、横には15分刻みで24時間の時間の流れをとり、そして各行動時間を矢印で記入するという方法をとった。この生活時間調査表に、平日の1日と土曜日、休日の計3日分を記入することを求めた。なお27の生活行動は、分析では第1図にあるように4つの大項目に分類されている。

第1図 共働き夫妻の生活時間（分）



1) 共働き夫妻の生活時間問題

① 1週間

平日からみていくと、勤務時間は男性8時間36分、女性7時間47分であり、通勤時間は男性1時間40分、女性1時間25分であった。このように勤務にかかわる時間が比較的に短いことは、第1図の「共働き夫妻の生活時間」でも示されているように、社会的文化的時間や、家事時間

とりわけ男性の一定の家事分担などへ大きな影響を与えている。平日でも男性は家事時間を51分かけているのは後にみるように注目すべき点である。また「組合等の活動」も平日で平均して男性で22分、女性12分なされている。

土曜日では、勤務時間が当然短くなっているものの、しかしその長さは平日の半分ではない。勤務時間が短い例もあれば、平日と同じように働いている者もある。収入生活時間の短縮

は他の分野の時間を長くし、ゆとりをもたらすが、とくに男性の家事時間が増加し、平日の女性の家事時間をやや上回るところまでいく。社会的文化的活動時間では土曜日になると、男性では「スポーツ」の1時間11分、「団らん」の43分、女性では「つきあい」の53分、組合活動等の51分がめだっている。

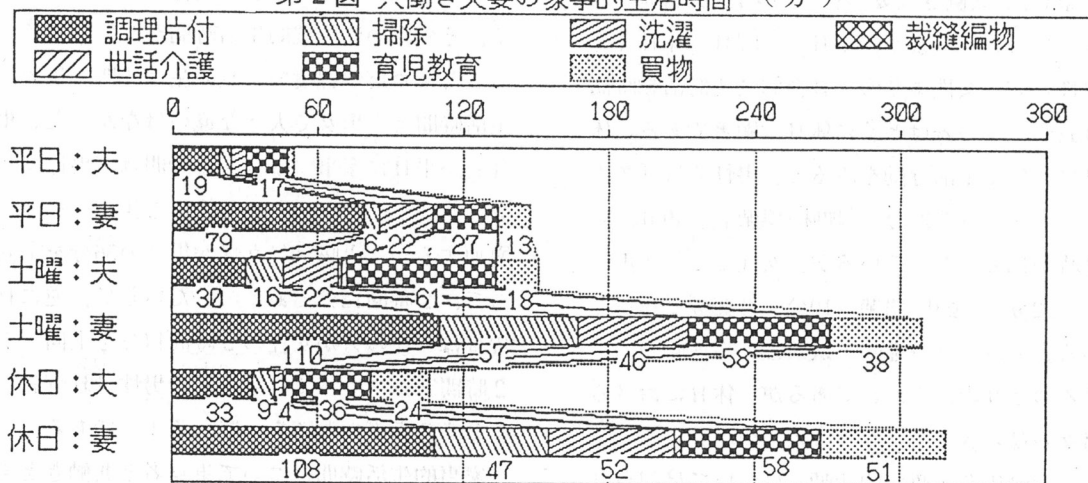
休日になると、まず生理的生活時間とくに睡眠時間の伸びが大きく、男性では平日の7時間17分から休日には8時間40分、女性では7時間6分から、8時間51分にそれぞれ増えている。つぎに家事時間の方では女性の場合に平日の2時間27分から休日には5時間19分と倍以上になる。一方、男性の家事時間は土曜日の2時間31分から、休日には1時間46分へと3分の1程度減少しているのが注目される。社会的文化的活動時間では収入生活時間の短縮に対応して、とくに男性で伸長が著しい。

②家事時間

ところで今回の調査では男性の家事労働参加が注目されるが、平日×5プラス土曜日+休日で算出される週推定の男性の家事的生活時間は8時間31分であった。

もっとも、これは日本全体にあてはまるものでないの言うまでもない。共働きであり、勤務時間がやや短く、しかも組合意識が高いという限定された条件によるものである。しかし、今回の調査からむしろ、労働時間の短縮を前提にして、その上で男女平等意識の徹底をはかれば、日本においても家事労働の分担が今よりも前進するという一般性をみることができのではないだろうか。また、第2図の「共働き夫妻の家事的生活時間」をみてもわかるように、子供の育児や教育、あるいは買い物といった「おつきあい」ではなく、「調理・片付け」のように台所に入っていることがうかがわれる。

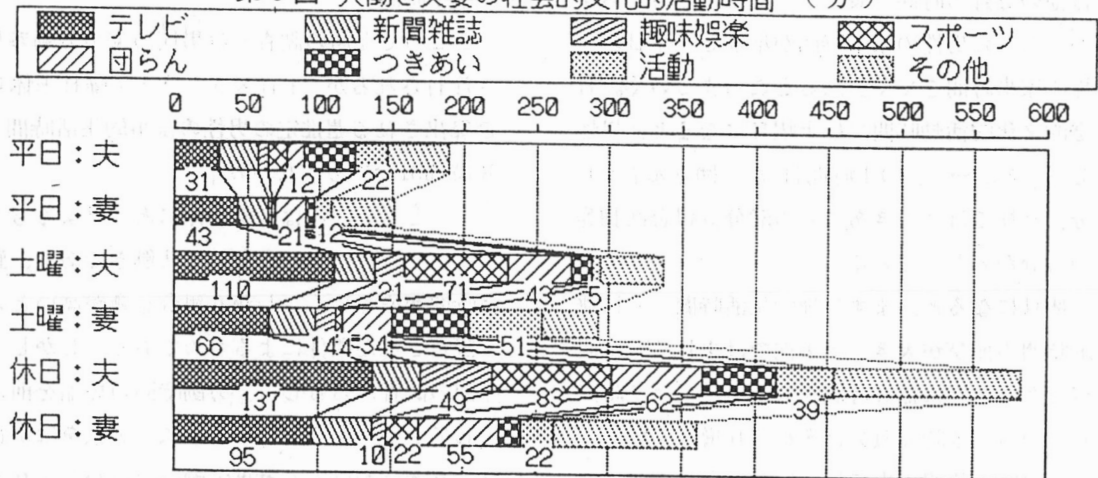
第2図 共働き夫妻の家事的生活時間（分）



とはいえ、この図では、休日での男性の家事的生活時間の減少が非常にめだつ。休日における男性の家事的生活時間のすべては1時間46分であるが、それは「テレビ」の2時間17分を下回っている。また、休日における男性の社会的

文化的生活時間の長さは、女性におけるその日の家事的生活時間の長さと同腹の関係にある。したがって、平日における家事分担は、共働きであるためになかば強いものであり、休日には伝統的な役割分担意識が顔をのぞかせて

第3図 共働き夫妻の社会的文化的活動時間（分）



いるという見方なりたつだろう。さらにより根本的には、女性の一週間の収入的生活時間は男性のその90%にもかかわらず、男性の一週間の家事的生活時間は女性のその37%でしかないところに問題点がみいだせる。

③社会的文化的時間

第3図「共働き夫妻の社会的文化的活動時間」をみてもわかるように平日、土曜日、休日とも男性の方が女性よりも、社会的文化的活動時間は長い。その差はとくに休日で顕著である。休日における生活行動をみると、男性では「スポーツ」が1時間23分、「趣味・娯楽」が49分、計2時間12分となっているが、女性では「スポーツ」22分、「趣味・娯楽」10分、計32分となっている。スポーツや趣味・娯楽は、生活時間におけるゆとりのあらわれであるが、休日における男女のひらきはあまりにも大きい。

「労働組合・政治的活動」については週合計で男性2時間35分、女性2時間11分であるが、平日の活動時間のところで男性が女性を上回ったため週の合計で差が生じたのであり、土曜日と休日では女性の活動時間の方が男性のそれよりも長くなっている。この場合、両者の差よりも、活動時間そのものが男女とも長いことが注

目される。調査対象が一般組合員というよりも活動的な組合員であることが推察できる。

2) 単身男女の生活時間問題

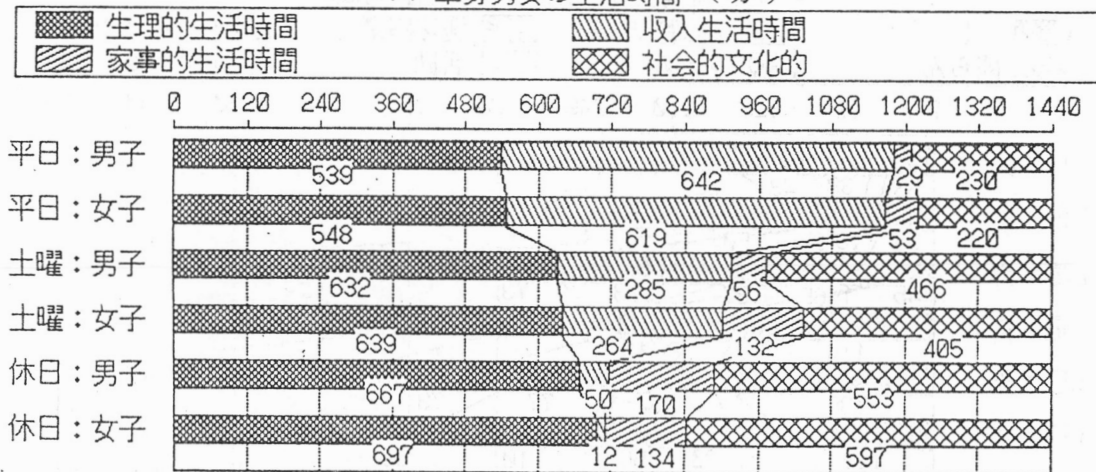
①生活時間の特徴

第4図「単身男女の生活時間」をみると、男性の休日で収入生活時間が女性に比べてやや長く、そのために生理的生活時間が短くなっていることがめだつ程度で、収入生活時間と生理的生活時間とも男女で大きな違いはなかった。単身者が平日に家事によする時間は、男性が29分、女性が53分だった。土曜日と休日になると増加するが、土曜日は女性が男性の56分を上回って、2時間12分であるのにたいして、逆に日曜日は男性の方が女性の2時間14分を上回って2時間50分になっている。単身男性は日曜日にまとめて家事をおこなっているようである。

家事的生活時間について単身者と共働きとを比較すると、週推計時間で、男性は単身6時間13分、共働き8時間31分、女性は単身8時間52分、共働き22時間44分となり、いずれも単身者の方が家事の時間が短い。また共働き男性と単身女性とは、家事生活時間が接近している。

家事的生活時間と社会的文化的時間とも、休

第4図 単身男女の生活時間（分）



日の男性を除くと、いずれの日でも単身者が共働きよりも家事的生活時間が短く、その分、逆に社会的文化的時間が長くなっている。休日の男性については、単身男性は、共働き男性よりも家事的生活時間が長く、一方、社会的文化的時間は短くなっている。休日における単身男性と共働き男性との生活時間上の明瞭な違いがでている。

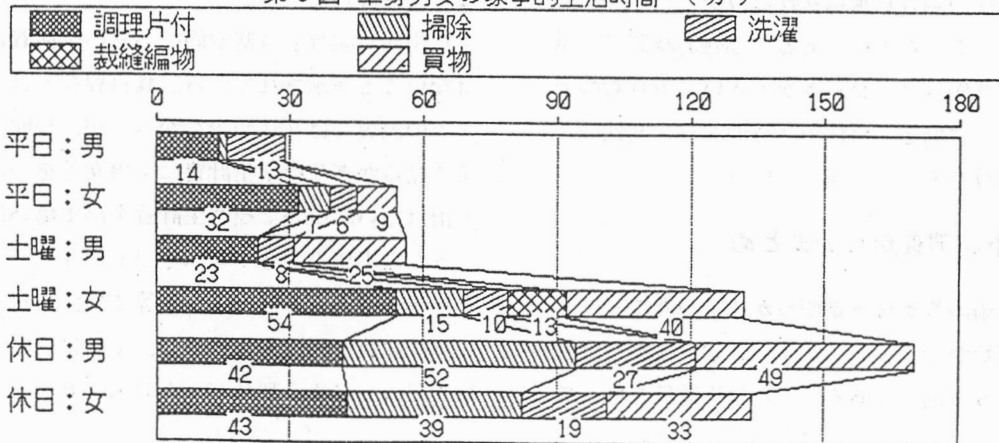
②家事的生活時間

第5図「単身男女の家事的生活時間」から「調理・片付け」の男性平均時間をみると、平日の14分、土曜日の23分、休日の42分と長くなっている。また調査対象者が「調理・片付け」の時

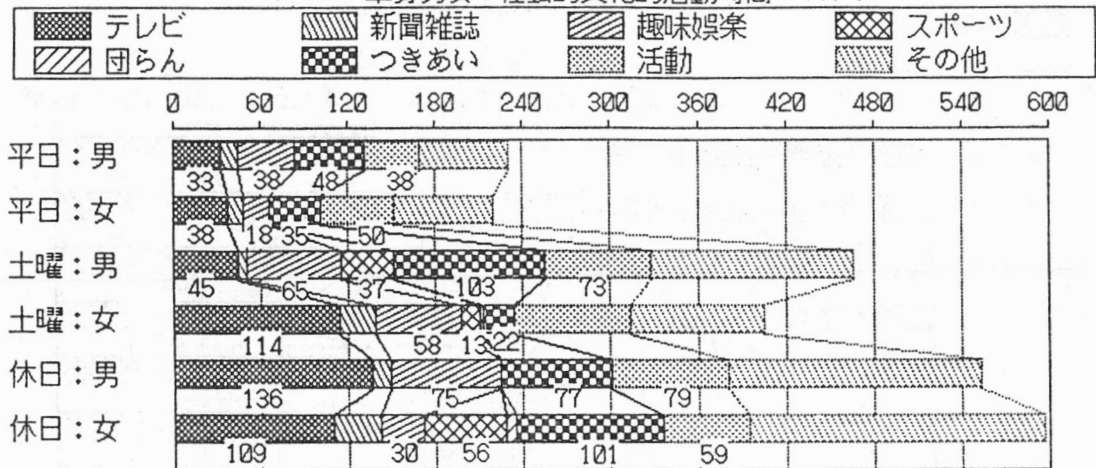
間を記入したかどうかによって、食事を外食にしたのか、あるいは家でつくったのかわかるが、「調理」時間が記入してある数、つまり食事をつくったと思われる単身男性は、平日44%、土曜日56%、休日67%と増加している。一方、女性は、平日77%、土曜日73%、休日73%となり、男性に比べると曜日によってあまり変化がない。

単身男性は休日に3時間近く家事をおこなっているが、その内訳をみると「掃除」(52分)、「洗濯」(27分)、「買い物」(49分)のいずれの生活行動についても日曜日の伸びが著しい。

第5図 単身男女の家事的生活時間（分）



第6図 単身男女の社会的文化的活動時間（分）



③社会的文化的活動時間

第6図「単身男女の社会的文化的活動時間」によると、単身者の方が共働きに比べてやはり「趣味・娯楽」、「スポーツ」の時間が多かった。休日・共働き女性の両者の合計が32分なのに対して、休日・単身女性のそれは1時間26分、男性は1時間15分あり、単身者の方に余裕がみられる。

単身者には「団らん・家族との交わり」はほとんどみられなかったが、そのかわりに「つきあい・交際」が平日、土曜日、休日ともに一定の時間がとられていた。

「労働組合・政治活動」を週推計時間でみると、男性が5時間44分、女性が6時間29分となり、今回の調査対象は女性の方がアクティブな組合員であったようである。「活動」時間では単身者と共働きとでひらきが大きい。単身者の男女とも、共働きの男性の2時間35分、女性の2時間11分を大きく上回っていた。

4. 予備調査からのまとめ

1) 予備調査から一定明らかになったこと

調査数が少なく、ここから結論を導くには大変不十分な調査である。この平均数値をもって

労働者の生活を現したものとは言えないが、いくつかの事例でも今日の男女労働者の職場と家庭・社会におけるその労働と生活の実態、男女平等の実現状況についてうかがうことはできる。

改善の方向に向かっている希望を抱かせるとはいえ、職場・家庭における男女平等はまだまだ改善すべき問題点は多い。

1) 賃金の男女差別は教員などを除いては少ない。職務内容が同一ではないので単純比較はできないが、職場における同世代の異性の賃金との比較では女性は男性の6～8割という回答が多い。また、諸手当に男女差別があり、さらに扶養家族がなく単身扱いとなる場合が多いため税金も多く、女性の可処分所得はさらに少なくなっている。

2) 生活費調査では基本的に男女の生活費に差はないことが示されている。食料費などはこれまでの調査では女性が少なかったが、今回の数値で見るとかぎり標準生計費にも男女差をつける理由はない。組合で標準生計費を出す場合にはこうした実態を考慮するべきであろう。

3) 生活時間における男女平等では、共働きカップルに典型的にみられるが、家計における夫婦の収入の占める割合が、夫54%、妻46%とは

ほぼ半々なのに、家事的生活時間は平日に夫51分、妻2時間27分、休日夫1時間46分、妻5時間19分と家事は妻の肩にかかっていることがわかる。総務庁の「社会生活基本調査」の労働時間35時間以上の共働きの平日における家事等の夫8分、妻3時間31分（1986年）に比べるならば、今回の調査の夫ははるかに家族的責任を果たしているのではあるが、それでも妻はフルタイムで働いた上に夫の約3倍の家事分担を平日・休日ともに行っているのである。

4) 収入がずば抜けて高い若い男性がいたが、これは残業・休日出勤が驚くほど多いことによるものであり、労働時間以外は生理的生活時間しかない暮らし方をしていることがわかる。収入は多くともこれでは人間らしい生活に程遠い。

2) この調査ではわからないこと

1) サンプル数が少ないために平均的男女労働者の労働実態、生活実態とはいえない。調査回答数を増やすことが必要である。

2) 共働き夫婦については一定の状況がつかめたが、配偶者が専業主婦やパートの場合の夫婦の生活実態が対比できると、労働の意味・男女平等推進への方向性がより明らかになるのではないかと思う。

3) 今回の調査に協力してくださった共働きの夫は、比較的家事にも協力的であったが、意識の問題とあわせて労働時間の長さとの関係も大きいと思われる。慢性的長時間残業の下におかれている未組織や大企業職場の労働者と比較できるとおもしろい。

4) 男女労働者の賃金比較はなかなかむずかしいが、賃金体系が明確でなく、企業により手当

の付け方も違うので項目をしぼっての調査も必要である。

3) むすびにかえて

91春闘がたたかわれているが、人間らしいくらしにはあといくら必要なのか、賃金ひきあげ要求の根拠をより正確にするには、賃金額に対してそれがどう使われたのか、いくら足りないのかを明らかにすることが必要である。賃金と生活費をあわせて調査することでそれに応えることができる。

また、人間らしいくらしのためには、賃上げとともに労働時間の短縮が急務であるが、男女がともに家族的責任を果たすためにも時短は重要な要素となっている。生活時間調査はそのためにおおいに役立つものである。

調査数が少なく不十分とはいえ、男女労働者の賃金・生活費・生活時間をトータルに見た調査がないなかで、これをセットで調査した意義は大きい。大変ではあるが、これが継続的に行われるならば大きな財産になるものである。

今後、単身男女労働者、妻常勤共働き世帯・妻パート共働き世帯・片働き世帯など対象・規模を広げて調査を充実させていきたいと思う。

今回調査への協力を約束していただきながらできなかった方の少なからずが家計簿をつける大変さでダウンしている。次回にはこの点を改善して簡単に家計をまとめられるよう工夫したい。

今回の調査に協力いただいた多くの方に心から感謝しつつ、今後とも多くの組合・組合員の御協力をお願いする次第である。